

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 施設監査

施設名：学校

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[学校]</p> <p>(1) 物品の管理状況について</p> <p>ア 刃物類等の保管が適正に行われていないもの</p> <p>教育長が各学校校長にあてた「理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理の徹底について（通知）」（以下「教育長通知」という。）では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされている。</p> <p>しかしながら、のこぎりやはさみ等について、個々に番号が付けられていないものや、数の表示が正確でないものが散見された。</p> <p>今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>（豊府小学校、三佐小学校、竹中中学校、植田南中学校）</p> <p>(2) 施設の管理状況について</p> <p>ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの</p> <p>警備業務用機械装置のセット漏れが見受けられたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。</p> <p>（宗方小学校、賀来中学校）</p>	<p>該当校には、のこぎりやはさみ等について、個々に番号を付け、数を正確に表示するよう指導いたしました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>警備業務用機械装置のセット漏れがあった学校については、校長と面談を行い、セット漏れが生じた原因や今後の対応策について説明を求め、口頭にて注意喚起を行い、校長や教頭といった管理職員のみならず、教職員全員に退勤する際は警備業務用機械装置のセットを必ず行う意識付けをするよう指導いたしました。</p> <p>また、学校に、警備業務用機械装置のセット漏れは重大な被害につながることを認識させ、危機管理意識の徹底を図るよう改めて指導いたしました。</p> <p>今後は適正な管理に努めます。</p>	